

業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、令和8年度水質等検査業務（高森町）の内容及び必要な事項を定めるものとする。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 高森町終末処理場 | 下伊那郡高森町下市田 3929-1 |
| (2) 新田浄化センター | 下伊那郡高森町山吹 3144番地 |
| (3) 牛牧浄化センター | 下伊那郡高森町下市田 4213番地 17 |
| (4) 出原浄化センター | 下伊那郡高森町山吹 64-1 |
| (5) 河川 | 飯田市座光寺 6628-4付近ほか3箇所 |

(監督員)

第3条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果物を完成させるための乙又は乙の業務実施代理人に対する業務に関する指示

(2) 契約書及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の業務実施代理人との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならぬ。

5 契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務実施代理人)

第4条 契約書第6条第3項で定める業務実施代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第5条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わるものを除く）を行使することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務実施代理人に委任せざり行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければ

ならない。

- 3 乙は、業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。
- 4 主任技術者は、環境計量士の資格を有する者を配置すること。
- 5 業務実施代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

(業務実施代理人等に対する措置請求)

- 第5条 甲は、業務実施代理人若しくは主任技術者又は乙の使用人若しくは契約書第12条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(検体)

第6条 検体の種類は次のとおりとする。

- (1) 水質検査における検体は、流入水、放流水、河川水とする。
- (2) 汚泥溶出検査及び汚泥含有量検査における検体は、脱水汚泥とする。
- (3) 臭気検査における検体は、敷地境界の気体とする。

(水質等検査の項目、採取回数及び時期等)

第7条 水質等検査の項目、検体の採取回数及び時期については別表1-1、1-2、臭気測定の項目、検体の採取回数及び時期については別表2のとおりとする。

(検体採取方法)

第8条 検体の採取については、乙が、甲の指示に従うものとする。

(検査方法)

第9条 水質検査の方法は排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法、下水試験方法、工場排水試験方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。

- 2 汚泥溶出検査及び汚泥含有量検査の方法は金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づく産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法又はこれらに準ずる方法によるものとする。
- 3 臭気測定については「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)、臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)による方法とする。

(提出書類等)

第10条 乙は、下表に示す書類について、提出期限内に甲に提出するものとする。

図書名	部数	提出期限	内容
着手届	1部	契約後5日以内	
業務実施代理人の届出	1部	契約後10日以内	
主任技術者の届出	1部	契約後10日以内	
業務計画書	1部	契約後10日以内	工程表、検査方法及びその検査マニュアル、使用機器一覧、検出下限値及び定量下限値等
協議書	1部	協議の都度	
検査結果（計量証明書等）	正本2部	検体採取後30日以内	
完了報告書	1部	業務完了時	業務実績表、検査結果一覧、計量証明書等（写）、採水・検査実施時の写真及び考察 (合わせて電子データとしても提出する。)
完了届	1部	業務完了時	

(疑義)

第11条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

別表1-1 (第7条関係 高森町終末処理場)

	測定箇所					備考
	流入	放流	河川水	汚泥(溶出)	汚泥(含有)	
水素イオン濃度(pH)			1回/月			
生物化学的酸素要求量(BOD)		1回/月	1回/月			
浮遊物質量(SS)		1回/月	1回/月			
溶存酸素量(DO)			1回/月			
大腸菌数(特定酵素基質培地メソブレンフィルター法)		1回/月	1回/月			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1回/月	2回/月				放流水の検査間隔は概ね2週間ごと
窒素含有量	1回/月	2回/月	1回/月			〃
アンモニア性窒素	1回/月	2回/月				〃
亜硝酸性窒素	1回/月	2回/月				〃
硝酸性窒素	1回/月	2回/月				〃
燐含有量	1回/月	2回/月	1回/月			〃
カドミウム及びその化合物	2回/年	2回/年		1回/年	1回/年	流入水・放流水:7月、2月、汚泥溶出・含有7月
シアノ化合物	2回/年	2回/年		1回/年		〃
有機燐化合物	2回/年	2回/年		1回/年		〃
鉛及びその化合物	2回/年	2回/年		1回/年	1回/年	〃
六価クロム	2回/年	2回/年		1回/年		〃
ひ素及びその化合物	2回/年	2回/年		1回/年	1回/年	〃
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	2回/年	2回/年		1回/年	1回/年	〃
アルキル水銀化合物	2回/年	2回/年		1回/年		〃
ホリ塩化ビフェニル	2回/年	2回/年		1回/年		〃
トリクロロエチレン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
テトラクロロエチレン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
ジクロロメタン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
四塩化炭素	2回/年	2回/年		1回/年		〃
1,2-ジクロロエタン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
1,1-ジクロロエチレン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
1,1,1-トリクロロエタン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
1,1,2-トリクロロエタン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
1,3-ジクロロプロパン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
チウラム	2回/年	2回/年		1回/年		〃
シマジン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
チオヘンカルブ	2回/年	2回/年		1回/年		〃
ベンゼン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
セレン及びその化合物	2回/年	2回/年		1回/年		〃
ほう素及びその化合物	2回/年	2回/年				流入水・放流水:7月、2月
ふつ素及びその化合物	2回/年	2回/年				〃
1,4-ジオキサン	2回/年	2回/年		1回/年		〃
フェノール類含有量	2回/年	2回/年				〃
銅含有量	2回/年	2回/年			1回/年	〃
溶解性鉄含有量	2回/年	2回/年				〃
溶解性マンガン含有量	2回/年	2回/年				〃
クロム含有量	2回/年	2回/年			1回/年	〃
亜鉛含有量	2回/年	2回/年			1回/年	〃
ニッケル含有量					1回/年	〃

別表1-2 (第7条関係 新田浄化センター、牛牧浄化センター、出原浄化センター)

	流入水		放流水		河川水	
	箇所数	回数(回/年)	箇所数	回数(回/年)	箇所数	回数(回/年)
pH	3	2	4	6	3	1
生物化学的酸素要求量(BOD)	3	2	4	12	3	1
浮遊物質量(SS)	3	2	4	12	3	1
大腸菌数	3	2	4	12	3	1
全窒素(T-N)	3	2	4	2	3	1
全リン(T-P)	3	2	4	2	3	1

流入水：新田浄化センター、牛牧浄化センター、および出原浄化センターの3箇所とする。

放流水：新田浄化センター、牛牧浄化センター第1処理場、牛牧浄化センター第2処理場、および出原浄化センターの4箇所とする。

河川水：新田浄化センター、牛牧浄化センター、および出原浄化センターの放流先河川3箇所とする。

採水時期については、以下のとおりとし、月の初旬に行うこととする。なお、河川水の採水は測定3日前から降水量が1ミリ以上記録されないこと。

年6回項目は偶数月

年2回項目は4月、10月

年1回項目は10月

別表2 (第7条関係 高森町終末処理場)

測定箇所	試験項目	検体数	備考
敷地境界	臭気指数	1回/年	汚泥搬出時搬出室風下(7~8月)
	アンモニア	1回/年	
	メチルメルカプタン	1回/年	
	硫化水素	1回/年	
	硫化メチル	1回/年	
	トリメチルアミン	1回/年	
	二硫化メチル	1回/年	
	プロピオン酸	1回/年	
	ノルマル酪酸	1回/年	
	ノルマル吉草酸	1回/年	
	イソ吉草酸	1回/年	